

令和6年

南会津地方環境衛生組合議会  
全 員 協 議 会

南会津地方環境衛生組合議会

令和6年南会津地方環境衛生組合議会全員協議会

次 第

令和6年2月28日（水）午前9時59分開会

1 開 会

2 会議録署名議員の指名

3 協議事項

南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について

4 閉 会

出席議員（12名）

1番	星 和 孝	議 員	2番	小 玉 智 和	議 員
3番	鈴 木 好 行	議 員	4番	渡 部 裕 太	議 員
5番	佐 藤 勤	議 員	6番	川 島 進	議 員
7番	酒 井 正吉郎	議 員	9番	小 椋 淑 孝	議 員
10番	高 野 精 一	議 員	11番	山 内 政	議 員
12番	大 塚 純一郎	議 員	13番	佐 藤 盛 雄	議 員

欠席議員（1名）

8番 室 井 英 雄 議 員

説明のための出席者

渡部 正義	管理者	星 學	副管理者
渡部 勇夫	副管理者	渡部 さつき	会計管理者
鈴木 康徳	南会津地方広域市町村 圏組合事務局長	金津 裕雄	南会津地方広域市町村 圏組合事務局次長
阿久津 正治	事務局長 兼環境衛生課長	阿部 妙子	総務課長
若杉 浩	環境衛生課長補佐 (環境行政・衛生担当)	栗橋 和彦	環境衛生課長補佐 兼西部環境係長

事務局職員出席者

室井 順之	総務課長補佐	大塚 晃司	総務課主査
-------	--------	-------	-------

開会 午前9時59分

---

◇

◎開 会

○佐藤 盛雄議長 これより全員協議会を開催いたします。

本日の全員協議会は南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合についてであります。

管理者より全員協議会で説明したい旨の申し出があったため開催したものでございます。

本日の説明のため、南会津地方広域市町村圏組合、鈴木康德事務局長、金津裕雄事務局次長、ご両名に出席をいただきましたので、ご紹介します。

(鈴木康德事務局長の自己紹介)

(金津裕雄事務局次長の自己紹介)

なお、改めて申し上げますが、本協議会は議題について実質審議する場ではなく、理解を深めるため、協議、又は意見を調整する場でありますので、この点をご留意ください。

なお、構成町村において、今後各町村に出向きまして同様な説明をこれから各議会と調整しながら行う予定でございますのでご了承お願いいたします。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤 盛雄議長 本会は、会議規則で定められた全員協議会でありますので、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、議長において、4番、渡部裕太君、9番、小椋淑孝君を指名します。

---

◇

◎協議事項 南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について

○佐藤 盛雄議長 ここで開会に当たり管理者よりご挨拶を賜りたいと思います。

管理者、渡部正義君。渡部正義君。

○渡部 正義管理者 みなさんおはようございます。

議員の皆様にはお忙しい中、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

今回、議員の皆様にご説明申し上げますのは、お手元に配布いたしました、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合であります。

南会津地方広域市町村圏組合は、南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村の4町村で構成する組合であり、一方、当南会津地方環境衛生組合は、南会津町、下郷町、只見町の3町で構成されております。

それぞれ設立された時期や目的が異なるため、これまで、別の体制として運営しておりました。

その運営に係る主な財源は、構成町村からの負担金によるものでありますが、構成町村の財政状況は、これまでもない厳しい状況に置かれております。

このため、管理者会等で協議、検討を重ね、令和5年11月22日開催の南会津地方町村会において、両組合を統合し、組織体制を編成し、両組合にある事務局を一元化することにより、各種会議等の集約や効率化、事務管理経費の削減を図り、構成町村に掛かる負担を軽減するものであります。

なお、共同処理する事務は、これまで同様に行うものということでありますので、その内容を変更するものではございません。

統合の方法につきましては、令和7年4月1日を目途に、現在の南会津地方広域市町村圏組合に、当南会津地方環境衛生組合を編入統合する内容となっております。

このことにより、南会津地方広域市町村圏組合は、地方自治法第285条の規定による通常の一部事務組合の特殊型である複合的一部事務組合となります。県内での事例を申し上げますと、会津若松地方広域市町村圏整備組合、白河地方広域市町村圏整備組合、双葉地方広域市町村圏組合の3つの組合が複合的一部事務組合になっております。

また、今回の編入統合を進めるにあたり、南会津地方広域市町村圏組合事務局の中に、統合準備室を設置し、南会津町から職員1名の派遣を受け、さらに両組合からも1名ずつ併任、兼務として、令和6年4月1日より3名体制で、編入統合に向けて準備をしまいたいと、このように考えております。

両組合を取り巻く状況並びに統合の必要性について申し上げましたが、詳細につきましては、事務局より説明させますので、ご協議方をよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤 盛雄議長 はい。ありがとうございます。

ここで、お配りした資料につきまして説明を求めたいと思います。

南会津地方広域市町村圏組合事務局長、鈴木康德君。鈴木康德君。

○鈴木 康德事務局長 資料の説明をいたしたいと思います。

資料の内容については、只今管理者より概要についてはご説明ございました。私の方からはその補足とさせていただきたいと思います。

まず、統合のメリットについてでございますが、統合に伴う事務の効率化経費面の削減についてということで、下の方に四角で囲ってるところでございます。

まず1点目といたしまして、事務事業の効率化、これは事務局、議会とか総務部門ですね。における事務管理の一元化。それと、各種会議の集約化、効率化、例えば管理者会、議会、監査、担当課長会議等、それぞれ開催していましたが、これらのものを一本化したいと考えてございます。また、経費面での削減、特に事務管理経費、中身は議会費、総務費、総務費の中で特に給与、会計、例規等のシステム、監査費等ということで、この中には当然でございますが人件費等も含まれてございます。あと各種物件費等においても同一業務については一定程度の減額が見込まれるところでございます。これらにより構成町村における負担金が軽減されると見込まれ、統合による効果が大きいものと考えてございます。

あと、統合後のイメージでございますが、右側の上の組織図が今現在の組織図となっております。私どもの広域圏組合は消防本部含めて全体で109名でございます。そのうち事務局の8名の定数となっております。また、環境衛生組合については、職員数34ということで、事務局34というところがございます。この事務局、下のイメージ図でございますが、これは現時点で決定してるものではございません。イメージ図として考えられるのが、下のように事務局を一本化するというやり方でございます。そして消防本部はそのまま右の方に残るといった形で先ほどの事務の効率化、経費面をこの事務局に一本化することによって削減していく。そういった内容になってございます。

それと、管理者より複合的一部事務組合について説明がございましたが、只今説明した経費面の削減の上の四角で囲ったところですね。現在の通常の一部事務組合、今現在我々広域も環境衛生組合もそうなんです、関係市町村間で全て共同処理事務を同一としてございます。これがまあ一般的な通常の一部事務組合ですが、右側の複合的一部事務組合になりますと、ここでいうと、C村というところがごみ処理をやってないということで、こうしたとおり、事務処

理を、共同事務処理を一部実施していなくても一応複合的一部事務組合ということによって運営できるということをごさいます、先ほど説明あったとおり、会津若松、白河、双葉等、この複合的一部事務組合として運営しているところをごさいます。

一応、基本的な方向性を先ほど説明したくり返しになりますが、それをまとめたものが一番左の主な基本的事項をごさいます。まず1点目、統合方式としては、広域圏組合に環境衛生組合を編入統合する。したがってですが、2番目としまして環境衛生組合の身分は全員の身分を広域圏組合職員とする。3つ目といたしまして、令和7年、つまり来年ですね。の4月1日を目途とする。あと、合同管理者会は南会津地方町村会の中で管理者会を開催する。あと、議会代表者会は南会津地方町村議会議長会の中で審議の代表者会を開催するというごさいます、最後に4つ目といたしまして、統合準備室の職員派遣としまして、南会津町から1名派遣、各組合から1名ずつ併任、兼務ということで合計3名体制で検討協議してまいる内容になってごさいます。現時点の方向性については以上の6点をごさいます。

以上、簡単をごさいます但統合について説明させていただきました。

○佐藤 盛雄議長 只今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等があれば承ります。

10番、高野。

○10番 高野 精一議員 只今、この全協の中において初めて私たち議員は知ることになりましたので、この後、各町村で全協をやって、この話、また説明をするということになってる運びかと思ひます。それでもって、今初めてこれをレジュメで分かりましたが、そういうことであれば、今後各町村においての全協の中でそういう疑問をこれからしてった方がいいのかなと、この方向性だけを今日は、この場は方向性だけの報告だけで、俺これは終わった方がいいのかなと思ひますが、みなさん、議長はどう思ひますか。

○佐藤 盛雄議長 たった今の高野精一君の質問ですが、誰かお答えする人はおひますか。

管理者。

○渡部 正義管理者 それでは私の方からお答え申し上げます。

今回の組織統合については、当然各構成町村の議決というものが最終的に出て参ります。手順として今日の環境衛生組合の議会の中の全協、午後は広域圏組合の全協で説明をして、2つの議会の説明が終わった後に構成、関係する4つの町村の議会においても同様の説明をするということで、管理者会の中で協議をして進めてきたところをごさいます。

高野議員から今話がありましたように、その中でそれぞれ構成町として考える部分のご意見とか質疑とかは出てくるものと言う風に思ひますので、南会津町は明日の全協の中でこの案件

を追加をして説明をするというような日程になってる風に理解しております。

○佐藤 盛雄議長 よろしいですか。もう一回10番、高野精一君。

他にご質問ありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

これ準備室でこれから、その内容等について、質疑とも研究するなりですが、まあ、いずれにしる各町村で条例等の改正等も発生しますので、その時にはまた議会にお世話になって、かと思うんですね。ですから、ここでやって、あと広域圏の方やってちょっとずつ調節して説明かけるっていう、まあやっぱそういう手順で今後進めていくのかと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

他にご質問ご意見等ありませんでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

◇

## ◎閉 会

○佐藤 盛雄議長 それでは、質問等がないようでありますので、これを持ちまして全員協議会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

---

◇

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員